

○甲府市市営住宅条例

平成9年9月16日

条例第54号

改正 平成9年12月24日条例第64号

平成12年3月24日条例第2号

平成12年9月19日条例第37号

平成12年12月21日条例第49号

平成13年3月23日条例第22号

平成14年9月18日条例第29号

平成17年3月28日条例第13号

平成17年12月16日条例第102号

平成18年3月24日条例第20号

平成18年9月29日条例第45号

平成20年6月25日条例第14号

平成21年6月24日条例第28号

平成22年3月26日条例第16号

平成23年5月25日条例第11号

平成23年12月21日条例第34号

平成24年3月30日条例第9号

平成25年3月29日条例第11号

平成25年9月30日条例第29号

平成25年12月12日条例第37号

平成26年6月19日条例第22号

平成26年12月25日条例第38号

平成27年3月25日条例第16号

平成27年9月18日条例第29号

平成27年12月18日条例第39号

平成28年3月24日条例第21号

甲府市市営住宅条例（昭和35年4月条例第8号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市営住宅等の設置（第3条）
 - 第2章の2 市営住宅及び共同施設の整備基準（第3条の2～第3条の17）
- 第3章 市営住宅の管理（第4条～第43条）
- 第4章 市営住宅の社会福祉事業等への活用（第44条～第50条）
- 第5章 みなし特定公共賃貸住宅としての市営住宅の活用（第51条～第55条）
- 第6章 特別市営住宅の管理（第56条～第62条）
- 第7章 特定市営住宅の管理（第63条～第68条）
- 第8章 市営住宅駐車場の管理（第69条～第78条）
- 第9章 雑則（第79条～第88条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特優賃法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市営住宅、特別市営住宅及び特定市営住宅（以下「市営住宅等」という。）並びに共同施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（平12条例2・平17条例13・平22条例16・改）

- (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 特別市営住宅 市が建設又は買取りを行い、規則で定める基準の収入のある者に対して賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- (3) 特定市営住宅 市が特優賃法により国の補助を受けて建設し、住民に賃貸する

ための住宅及びその附帯施設をいう。

(4) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。

(5) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。

(6) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第3号に規定する所得をいう。

(7) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(8) 市営住宅監理員 第69条第2項の規定により市長が任命する者をいう。

第2章 市営住宅等の設置

(設置)

第3条 市民の生活の安定と住宅不足を緩和するため、本市に市営住宅等を設置し、その名称及び所在地は、別表のとおりとする。

第2章の2 市営住宅及び共同施設の整備基準

(平25条例11)

(市営住宅及び共同施設の整備基準)

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める整備基準は、この章に定めるところによる。

(平25条例11)

(健全な地域社会の形成)

第3条の3 市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(平25条例11)

(良好な居住環境の確保)

第3条の4 市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(平25条例11)

(費用の縮減への配慮)

第3条の5 市営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(平25条例11)

(位置の選定)

第3条の6 市営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(平25条例11)

(敷地の安全等)

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

(平25条例11)

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(平25条例11)

(住棟等の基準)

第3条の8 住棟（2以上の住戸が存する建築物をいう。第3条の14、第3条の15及び第3条の17第1項において同じ。）その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(平25条例11)

(住宅の基準)

第3条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

(平25条例11)

- 2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(平25条例11)

- 3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(平25条例11)

- 4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(平25条例11)

- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(平25条例11)

(住戸の基準)

第3条の10 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

(平25条例11)

- 2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

(平25条例11)

- 3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(平25条例11)

(住戸内の各部)

第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便及び安全の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(平25条例11)

(共用部分)

第3条の12 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便及び安全の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(平25条例11)

(附帯施設)

第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

(平25条例11)

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(平25条例11)

(児童遊園)

第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸の数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(平25条例11)

(集会所)

第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸の数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(平25条例11)

(広場及び緑地)

第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(平25条例11)

(通路)

第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟その他の建築物の配置並びに周辺の状況に応じて、入居者の日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

(平25条例11)

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

(平25条例11)

第3章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち、2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞
- (2) テレビジョン
- (3) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (4) 市の広報紙

2 前項の公募に当たっては、市営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

(平18条例20・平22条例16・改)

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土

地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく
土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開
発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する
場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に
関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行
に伴う住宅の除却

(7) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」とい
う。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気
等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入
居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようと
している市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切である場合

(8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となる場合
（入居者の資格）

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障害者基本法（昭和
45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者その他の特に居住の安定を図る必要
がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあって
は第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又
は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各
号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあっては第3号及び第5号）に掲げる条
件を具備する者でなければならない。

（平12条例49・平13条例22・平20条例14・平24条例9・平25条例11・改）

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻
関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があるこ
と。

(2) その者の収入がアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからオま
でに定める金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者に（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者がある場
合 21万4千円

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - (イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (エ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合 21万4千円
 - ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 21万4千円
 - エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅に入居する場合 21万4千円（当該災害発生の日から3年を経過した後にあつては、15万8千円）
 - オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8千円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
 - (4) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。
 - (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（入居者資格の特例）

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1号から第4

号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

(平20条例14・改)

- 2 前条第2号エに規定する市営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第2号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(平13条例22・平20条例14・平25条例11・改)

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、規則の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に通知するものとする。
- 3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行うものとする。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかなる者

- 2 市長は、前項各号に規定する者について、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。
- 3 前項の規定により入居者を決定することが困難なときは、公開抽せんにより入居者を決定するものとする。
- 4 市長は、第1項に規定する者のうち、第5条に規定する事由に係る者、20歳未満の子を扶養している者であって配偶者のないもの、引揚者、炭鉱離職者、老人又は身体障害者等で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(平20条例14・改)

(入居補欠者)

第10条 市長は、前条の規定により入居者を選考する場合においては、入居決定者のほかに入居補欠者及びその者の入居順位を定めることができる。

- 2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないとき又は入居者が次の入居公募の日までに市営住宅を立ち退いたときは、前項の入居補欠者の入居順位により入居者を決定しなければならない。

(入居の手續)

第11条 入居決定者は、入居の決定の通知があった日から10日以内に、次の各号に掲げる手續をしなければならない。

(平13条例22・平22条例16・平27条例29・改)

- (1) 山梨県内に居住する者（市長が特別の理由があると認めるときは、これ以外の者）で独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有し、市長が適当と認めるものを連帯保証人として賃貸借契約を締結すること。ただし、市長は、規則で定める特別の事情があると認める入居決定者に対しては、連帯保証人を要しないこととすることができる。
 - (2) 第20条に規定する敷金を納付すること。
- 2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手續を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各

号に定める手続をしなければならない。

- 3 市長は、入居決定者が第1項又は前項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに、市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。
- 4 入居決定者は、前項により通知された入居可能日から7日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を得たときは、この限りでない。

(入居の決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号の一に該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込み手続をしたとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の規定による入居の手続をしないとき。
- (3) 正当な事由がなく市長が指定する入居の日までに入居しないとき。

(同居の承認)

第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(平20条例14)

(入居の承継)

第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

- 2 前項に規定する者は、同項の事実の発生後30日以内に承認の申請をしなければならない。
- 3 市長は、第1項の承認を得ようとする者（現に同居している者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(平20条例14)

(連帯保証人の変更)

第15条 市営住宅の入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、規則の定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人の資格を欠くに至ったときは、直ちに、連帯保証人の変更の手続をとらなければならない。ただし、市長は、規則で定める特別の事情があると認める入居者に対しては、連帯保証人を要しないこととすることができる。

(平28条例21・改)

(家賃の決定)

第16条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入の額（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者から次条第1項の収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第17条 市営住宅の入居者は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより、収入の申告をしなければならない。

2 市長は、前項に定める収入の申告に基づき収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 市営住宅の入居者は、前項の規定による認定に対し、規則の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合において、家

賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(平20条例14・改)

- (1) 入居者又は同居者（市営住宅の入居の際に同居した親族又は第13条第1項の規定により承認を得た者のうち、現に同居しているものをいう。以下同じ。）の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第19条 市長は、入居者から第11条第3項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、当該明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

- 2 市営住宅の入居者は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、当該明渡しの日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その日が甲府市の休日定める条例（平成元年3月条例第13号）に規定する休日に当たるときは、当該休日の翌日までとする。
- 3 新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。ただし、10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 入居者が第42条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第20条 市長は、入居者から入居時における家賃の3月分に相当する金額を敷金として徴収するものとする。

- 2 前項の敷金は、入居者が市営住宅を明け渡したときは、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還

付する。

3 敷金には利子を付けない。

4 第18条の規定は、第1項の敷金について準用する。この場合において、同条中「家賃」とあるのは「敷金」と読み替えるものとする。

(敷金の運用等)

第21条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用するよう努めるものとする。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第22条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げに係る市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担)

第23条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) し尿、汚物及びごみの処理等に要する費用

(3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持管理に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める費用

(入居者の保管義務)

第24条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、入居者は、これらを原状に復し、又はその費用を賠償しなければならない

い。

(迷惑行為の禁止)

第25条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅の周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(長期不在の届出)

第26条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を引き続き15日以上不在にするときは、規則の定めるところにより、届出をしなければならない。

(転貸等の禁止)

第27条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途変更)

第28条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替及び増築)

第29条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の承認を行うに当たっては、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

3 市営住宅の入居者は、第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときは、当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第30条 市長は、毎年度、第17条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 市長は、第17条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き

令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

- 3 入居者は、前2項の規定による認定に対し、規則の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(収入超過者の明渡し努力義務)

第31条 前条第1項の規定により収入超過者として認定された市営住宅の入居者（以下単に「収入超過者」という。）は、当該市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第32条 収入超過者は、第16条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者としての認定に係る期間（当該入居者がその期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項の規定により算出した額を家賃として支払わなければならない。

- 2 市長は、前項に定める家賃の額を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。
- 3 第18条及び第19条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡しの請求)

第33条 市長は、第30条第2項の規定により高額所得者として認定された市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者に次の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の事由により、収入が著しく減少することが予想される時。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第34条 第30条第2項の規定により高額所得者として認定された入居者は、第16条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者がその期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

3 第18条の規定は第1項の家賃又は前項の金銭について、第19条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第35条 市長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、当該収入超過者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第36条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第39条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備され

た市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第37条 市長は、第16条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第18条（第20条第4項、第32条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、金銭若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による市営住宅への入居に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は職員をして必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを官公署に求めることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(市営住宅建替事業による明渡しの請求等)

第38条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定により、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 第34条第2項の規定は、第1項の規定による請求を受けた者が前項の規定により明渡しを行わない場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第39条 前条第1項の規定による明渡しの請求を受けた者で、法第40条第1項の規定により当該市営住宅建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するものは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第40条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第41条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が当該公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第42条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとするときは、その15日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 市営住宅の入居者は、第29条の規定により当該市営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査の日の前日までに、当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(市営住宅の明渡しの請求)

第43条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(平20条例14・改)

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 第13条、第14条又は第24条から第29条までの規定に違反したとき。

- (6) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
 - (7) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた者は、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
 - 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
 - 4 市長は、第1項第2号から第5号まで又は第7号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

（平20条例14・改）

- 5 市長は、市営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第4章 市営住宅の社会福祉事業等への活用

（使用許可）

第44条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅の使用を許可すること

ができる。

(平12条例37・改)

- 2 市長は、前項の規定により、使用を許可する場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(使用手続)

第45条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長に使用の許可を申請しなければならない。

- 2 市長は、社会福祉法人等から使用許可の申請があった場合においては、当該申請を許可するときはその旨及び当該市営住宅の使用開始可能日を、許可しないときはその旨及びその理由を当該社会福祉法人等に通知するものとする。
- 3 社会福祉法人等は、前項の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日から市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第46条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第47条 第19条、第22条から第29条まで、第38条及び第42条の規定は、社会福祉法人等による市営住宅の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、「市営住宅の入居者」とあるのは「市営住宅を使用している社会福祉法人等」と、第19条第1項中「第11条第3項」とあるのは「第45条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、当該明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求があった日」とあるのは「第38条第1項の明渡しの請求があったときは、当該明渡しの期

限として指定した日又は又は明け渡した日のいずれか早い日」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第48条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第49条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第45条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに、市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第50条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認められるとき。

第5章 みなし特定公共賃貸住宅としての市営住宅の活用

(使用許可)

第51条 市長は、特優賃法第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合においては、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第52条 市長は、前条の規定により市営住宅を使用させる場合においては、当該市営住宅を特優賃法第18条第2項の規定に基づき省令で定める基準に従って管理するものとする。

(入居者資格)

第53条 第51条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、第63条に規定する資格を有する者とする。

(家賃)

第54条 第51条の規定により使用に供される市営住宅（第70条第1号において「みなし特定公共賃貸住宅」という。）の毎月の家賃は、第16条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

（平26条例38・改）

2 第17条の規定は、前項の入居者の収入について準用する。

（準用）

第55条 第51条の規定による市営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第15条まで、第18条から第29条まで、第37条から第43条まで及び第70条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中、「前2条」とあるのは「第53条」と、第19条第1項中「第33条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、第37条第1項中「第16条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第18条（第20条第4項、第32条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、金銭若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による市営住宅への入居」とあるのは「第54条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第6章 特別市営住宅の管理

（入居者の資格）

第56条 特別市営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

（平13条例22・平20条例14・平22条例16・改）

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、上町住宅第三、上町住宅第四、東下条住宅第一及び東下条住宅第二については、この限りでない。
- (2) 規則で定める基準の収入のある者であること。ただし、その基準を超える収入のある者であっても法第28条第1項に該当する者（法第29条第1項に該当する者を除く。）については、この限りでない。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

(入居者の選考)

第57条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき特別市営住宅の戸数を超える場合においては、公開抽せんにより入居者を決定する。

(家賃の決定及び変更)

第58条 特別市営住宅の家賃は、規則で定める方法により算出した当該特別市営住宅の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代相当額及び空家等損失引当金の合計額の月割額を基準として、近傍同種の住宅の家賃水準等を考慮して定める。

2 前項の規定による家賃の額は、別表のとおりとする。

3 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の住宅の家賃との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 特別市営住宅について改良を施したとき。

第59条及び第60条 削除

(平17条例13)

(住宅の立退)

第61条 市長は、特別市営住宅の改築又は撤去等のため必要と認めるときは、当該特別市営住宅の入居者を他の市営住宅等に立ち退かせることができる。

(準用)

第62条 特別市営住宅及びその共同施設の管理については、この章に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条第1項及び第2項、第10条から第15条まで、第18条から第29条まで、第42条及び第43条第1項（第6号を除く。）から第4項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定（第5条第4号を除く。）中「市営住宅」とあるのは「特別市営住宅」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第56条」と、第10条第1項中「前条」とあるのは「第57条」と、第19条第1項中「第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、当該明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による明渡しの請求が

あったときは当該請求のあった日」とあるのは「第43条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求があった日」と読み替えるものとする。

第7章 特定市営住宅の管理

(入居者の資格)

第63条 特定市営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

(平13条例22・平20条例14・改)

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (2) 規則で定める基準の所得のある者であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

(入居者の選考)

第64条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定市営住宅の戸数を超える場合においては、公開抽せんにより入居者を決定する。

(家賃の決定及び変更)

第65条 特定市営住宅の家賃は、特優賃法第13条の規定に基づき省令第20条及び第21条で定める算出方法に準じて算出した額の範囲内において、近傍同種の住宅の家賃水準等を考慮して定める。

- 2 前項の規定による家賃の額は、別表のとおりとする。
- 3 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、家賃を変更することができる。
 - (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
 - (2) 近傍同種の住宅の家賃との均衡上必要があると認めるとき。
 - (3) 特定市営住宅について改良を施したとき。

第66条及び第67条 削除

(平17条例13)

(準用)

第68条 特定市営住宅及びその共同施設の管理については、この章に定めるもののほ

か、第4条、第5条、第8条第1項及び第2項、第10条から第15条まで、第18条から第29条まで、第42条、第43条第1項（第6号を除く。）から第4項まで及び第61条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第5条第4号を除く。）中「市営住宅」とあるのは「特定市営住宅」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第63条」と、第10条第1項中「前条」とあるのは「第64条」と、第19条第1項中「第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、当該明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求のあった日」とあるのは「第43条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求があった日」と、第61条中「特別市営住宅」とあるのは「特定市営住宅」と読み替えるものとする。

第8章 市営住宅駐車場の管理

（平26条例38）

（市営住宅駐車場の使用）

第69条 公営住宅法施行規則第1条第6号に規定する駐車場（以下この章において「市営住宅駐車場」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、許可を受けなければならない。

（平26条例38）

（使用者の資格）

第70条 市営住宅駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

（平26条例38）

- (1) 市営住宅の入居者（第44条第1項の規定による許可を受けた社会福祉法人等及びみなし特定公共賃貸住宅の入居者を含む。以下この章において同じ。）であること。
- (2) 市営住宅の入居者又は同居者が自ら使用するため市営住宅駐車場を必要としていること。
- (3) 第43条第1項各号（第6号を除く。）のいずれにも該当しないこと。

（使用の申請及び許可）

第71条 市長は、第69条の規定による申請があったときは、前条に規定する条件を具

備する者に対し、市営住宅駐車場の使用を許可するものとする。

(平26条例38)

- 2 前項の規定による許可は、入居者1名につき、1区画とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(平26条例38)

- 3 市長は、第1項の申請をした者の数が使用させるべき市営住宅駐車場の駐車台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考した者に対し、当該市営住宅駐車場の使用を許可する。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が必要があると認めるときは、市長が認める者に対し、当該市営住宅駐車場の使用を許可することができるものとする。

(平26条例38)

- 4 市長は、第1項及び前項の規定により市営住宅駐車場の使用を許可したときは、その旨を当該使用を許可した者（以下この章において「使用者」という。）に通知するものとする。

(平26条例38)

(使用の手続)

第72条 使用者は、前条第4項の規定による通知があった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(平26条例38)

- (1) 規則で定める賃貸借契約書を提出すること。
 - (2) 第75条第1項に規定する保証金を納付すること。
- 2 市長は、使用者が前項に規定する期間内に同項各号に掲げる手続をしないときは、市営住宅駐車場の使用の許可を取り消すことができる。

(平26条例38)

(使用料の決定及び変更)

第73条 市営住宅駐車場の使用料（以下この章において「使用料」という。）の額は、市営住宅駐車場に係る償却費、修繕費、管理事務費及び地代並びに近傍同種の駐車場の料金を勘案し、規則で定める。

(平26条例38)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料の額を変更することができる。

(平26条例38)

- (1) 物価の変動に伴い使用料の額を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の駐車場の料金との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 市営住宅駐車場の改良に伴い、使用料の額を変更する必要があると認めるとき。

(使用料の減免又は徴収猶予)

第74条 市長は、規則で定める特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(平26条例38)

(保証金)

第75条 市長は、使用者から、市営住宅駐車場の使用の許可があった時における使用料の3月分に相当する額を保証金として徴収する。

(平26条例38)

2 前項の保証金は、使用者が市営住宅駐車場を明け渡したときは、無利子でこれを還付する。ただし、未納の使用料又は当該市営住宅駐車場に関し市に支払うべき損害賠償金があるときは、保証金のうちからこれらを控除した額を還付する。

(平26条例38)

3 前条の規定は、第1項の保証金について準用する。

(平26条例38)

(使用許可の取消し等)

第76条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第71条第1項の規定による許可を取り消し、当該使用者に対し、市営住宅駐車場の明渡しを請求することができる。

(平26条例38)

- (1) 不正の行為によって使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。

- (3) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅駐車場を使用しないとき。
- (4) 第70条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。
- (5) 前各号に該当する場合のほか、市長が市営住宅駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により市営住宅駐車場の明渡しの請求を受けた使用者は、速やかに、当該市営住宅駐車場を明け渡さなければならない。

(平26条例38)

3 市長は、第1項の規定による明渡しの請求を行ったときは、当該請求を受けた使用者に対し、請求の日の翌日から市営住宅駐車場の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の駐車場の料金の額の2倍に相当する額を徴収することができる。

(平26条例38)

(損害賠償責任)

第77条 市は、市営住宅駐車場内における盗難及び損傷等の事故により、使用者が損害を受けても、その賠償の責を負わない。

(平26条例38)

(準用)

第78条 市営住宅駐車場の管理については、第19条、第26条、第27条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第19条第1項中「第11条第3項の入居可能日」とあるのは「第72条第1項第1号の賃貸借契約書に記載された市営住宅駐車場の使用開始日」と、「第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、当該明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項」とあるのは「第76条第1項」と、同条第4項中「第42条」とあるのは「第78条において準用する第42条」と、「立ち退いた」とあるのは「明け渡した」と、第26条中「不在にする」とあるのは「使用しない」と読み替えるものとする。

(平26条例38)

第9章 雑則

(平26条例38・改)

(住宅監理員及び住宅管理人)

第79条 法第33条第1項の規定により、本市に市営住宅監理員を置く。

(平12条例2、平26条例38・改)

2 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。

(平12条例2・平26条例38・改)

3 市営住宅監理員は、市営住宅等及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅等及びその環境を良好な状況に維持するよう当該市営住宅の入居者に必要な指導を行う。

(平12条例2・平26条例38・改)

4 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。

(平12条例2・平26条例38・改)

5 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、市営住宅等及び共同施設の修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。

(平12条例2・平26条例38・改)

(立入検査)

第80条 市長は、市営住宅等の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した職員に市営住宅等の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

(平26条例38・改)

2 前項の検査において、現に居住の用に供している市営住宅等に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅等の入居者の承諾を得なければならない。

(平26条例38・改)

3 第1項の規定により検査に当たる職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平26条例38・改)

(山梨県警察本部長への情報提供依頼)

第81条 市長は、次に掲げる場合においては、市営住宅等に入居しようとする者若しくは現に同居し、若しくは同居しようとする者又は入居者若しくは同居者に関し、暴力団員であるか否かについて、山梨県警察本部長に対し、情報の提供を求めるこ

とができる。

(平20条例14、平26条例38・改)

- (1) 第8条第2項の規定による決定をしようとする場合
- (2) 第13条第1項若しくは第14条第1項の承認又は第43条第1項の規定による請求
(同項第7号に該当する場合に限る。)をしようとする場合
(敷地の目的外使用)

第82条 市長は、市営住宅等及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところにより、その使用を許可することができる。

(平20条例14・平26条例38・改)

(過料)

第83条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平12条例2・平20条例14・平26条例38・改)

(選考委員会の設置)

第84条 第9条第2項に規定する住宅困窮度の判定基準についての諮問機関として、甲府市市営住宅入居者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平20条例14・平26条例38・改)

(組織)

第85条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

(平20条例14・平26条例38・改)

2 委員は、市議会議員、学識経験者及び市職員の中から市長が委嘱又は任命する。

(平20条例14・平26条例38・改)

3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平20条例14・平26条例38・改)

4 委員は非常勤とする。

(平20条例14・平26条例38・改)

(委員長)

第86条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(平20条例14・平26条例38・改)

2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

(平20条例14・平26条例38・改)

(会議)

第87条 会議は、委員長が招集する。

(平20条例14・平26条例38・改)

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(平20条例14・平26条例38・改)

3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(平20条例14・平26条例38・改)

(委任)

第88条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平20条例14・平26条例38・改)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例による改正後の甲府市市営住宅条例（以下「新条例」という。）第4条第2項、第5条第8号、第6条、第7条、第14条、第16条から第20条まで、第30条から第41条まで、第43条及び別表の規定は適用せず、この条例による改正前の甲府市市営住宅条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第4条第6号、第7号及び第9号、第5条、第9条の3から第17条まで、第20条から第23条の6まで、第25条、別表並びに甲府市住宅条例の一部を改正する条例（昭和37年10月条例第34号）附則第2項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例第16条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、前項の市営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。

4 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第16条又は第18条の規定による家賃の額が旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第16条又は第18条の規定による家賃の額から旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第32条又は第34条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額に旧条例第23条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第32条又は第34条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額及び旧条例第23条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による家賃の額及び旧条例第23条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

5 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

6 法附則第5項の規定による貸付を受けて建設される市営住宅に係る新条例第2条第1号の規定の適用については、同号中「建設、買取り及び借り上げ」とあるのは「建設」と、「補助」とあるのは「補助又は法附則第5項の規定による無利子貸付け」とする。

(中道町及び上九一色村の編入に伴う経過措置)

- 7 中道町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、中道町営住宅設置及び管理条例（平成9年中道町条例第18号。以下「旧町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例102)

- 8 編入日前にした旧町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧町条例の例による。

(平17条例102)

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第32条の規定の施行に伴う経過措置)

- 9 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定の施行の日から同条の規定による改正後の法第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における第6条の規定の適用については、同条第2号ア中「その他の令」とあるのは「その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の令（以下この号において「旧令」という。）」と、「令第6条第5項第1号」とあるのは「旧令第6条第5項第1号」と、同号イ及びウ中「令」とあるのは「旧令」とする。

(平24条例9)

- 10 平成28年3月31日までの間における第6条第2号イの規定の適用については、同号イ中「60歳以上の者」とあるのは、「昭和31年4月1日以前に生まれた者」とする。

(平25条例11)

附 則（平成9年12月24日条例第64号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年9月19日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月21日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月18日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第13号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表の市営住宅の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月16日条例第102号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月25日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月24日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第16号）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条第5号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、独立行政法人雇用・能力開発機構が市内に所有する雇用促進住宅に現に入居している者で、施行日以後において特別市営住宅（里吉団地第六を除く。）に入居しようとするものは、施行

日前までに入居の申込みをしなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を入居者として決定することができる。この場合において、この条例による改正後の第56条第1号から第4号まで及び第57条の規定は適用しない。

附 則（平成23年5月25日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第11号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月12日条例第37号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日条例第22号）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日条例第38号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日条例第16号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第39号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第21号）

この条例中第15条第2項の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は平成28年5月1日から施行する。

別表（第3条、第58条、第65条関係）

（平9条例64・平14条例29・平17条例13・平17条例102・平18条例45・平21条例28・平22条例16・平23条例11・平23条例34・平25条例29・平25条例37・平26条例22・平27条例16・平27条例39・平28条例21・改）

市営住宅

建設年度	住宅名称	所在地	構造及び規模	戸数
昭和24	警察公舎	善光寺町2062番地	木造杉皮葺平家建 1棟 50m ²	4戸
34	朝日	上曾根町4029番地	木造セメント瓦葺平家建 1戸 28.00m ²	2戸
35	東河原疎開	上小河原町1156番地	木造セメント瓦葺平家建 1戸 28.05m ²	1戸
37	後屋	後屋町1番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18m ²	20戸
38	古上条	古上条町189番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18m ²	20戸
39	後屋第二	後屋町525番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18m ²	19戸
39	むつみ荘第二	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 38.03m ²	24戸
40	むつみ荘第四	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 38.03m ²	24戸
41	むつみ荘第六	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 39.96m ²	24戸
42	むつみ荘第七	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 39.96m ²	24戸
43	南西団地第一	上石田四丁目19番	中層耐火構造4階建 1戸 41.36m ²	24戸
43	南西団地第二	上石田四丁目19番	中層耐火構造4階建 1戸	24戸

			41.36m ²	
44	南西団地第三	上石田四丁目19番	中層耐火構造4階建 1戸 41.36m ²	24戸
44	南西団地第四	上石田四丁目19番	中層耐火構造4階建 1戸 41.36m ²	24戸
45	南西団地第五	上石田四丁目19番	中層耐火構造4階建 1戸 46.178m ²	24戸
45	南西団地第六	上石田四丁目19番	中層耐火構造4階建 1戸 42.58m ²	32戸
45	山城南団地第一	東下条町463番地	簡易耐火ブロック造2階建 1戸 40.375m ²	6戸
45	山城南団地第二	東下条町463番地	簡易耐火ブロック造2階建 1戸 40.375m ²	6戸
46	南西団地第七	上石田四丁目19番	中層耐火構造4階建 1戸 46.428m ²	32戸
46	南西団地第八	上石田四丁目19番	中層耐火構造4階建 1戸 44.062m ²	24戸
46	山城南団地第三	東下条町463番地	簡易耐火ブロック造2階建 1戸 40.375m ²	6戸
46	山城南団地第五	東下条町463番地	簡易耐火ブロック造2階建 1戸 40.375m ²	4戸
47	南西第二団地第一	下石田二丁目16番	中層耐火構造4階建 1戸 49.41m ²	24戸
47	南西第二団地第二	下石田二丁目16番	中層耐火構造4階建 1戸 49.41m ²	16戸
47	山城南団地第六	東下条町463番地	簡易耐火ブロック造2階建 1戸 40.50m ²	6戸
47	山城南団地第七	東下条町463番地	簡易耐火ブロック造2階建 1戸 40.50m ²	6戸

47	山城南団地第八	東下条町463番地	簡易耐火ブロック造2階建 1戸 40.50m ²	6戸
48	南西第二団地第三	下石田二丁目18番	中層耐火構造5階建 1戸 52.63m ²	30戸
48	南西第二団地第四	下石田二丁目18番	中層耐火構造5階建 1戸 52.63m ²	30戸
48	南西第二団地第五	下石田二丁目18番	中層耐火構造5階建 1戸 52.63m ²	30戸
48	山城南団地第九	東下条町463番地	簡易耐火ブロック造2階建 1戸 43.74m ²	8戸
48	山城南団地第十	東下条町463番地	簡易耐火ブロック造2階建 1戸 43.74m ²	6戸
48	山城南団地第十一	東下条町463番地	簡易耐火ブロック造平屋建 1戸 44.47m ²	5戸
49	後屋団地第一	後屋町653番地	中層耐火構造5階建 1戸 57.72m ²	30戸
49	後屋団地第二	後屋町653番地	中層耐火構造5階建 1戸 57.72m ²	30戸
49	後屋団地第三	後屋町653番地	中層耐火構造5階建 1戸 57.72m ²	30戸
50	後屋団地第四	後屋町653番地	中層耐火構造5階建 1戸 57.72m ²	30戸
50	後屋団地第五	後屋町653番地	中層耐火構造5階建 1戸 57.72m ²	30戸
51	荒川団地第一	荒川二丁目12番	中層耐火構造5階建 1戸 62.51m ²	20戸
51	荒川団地第二	荒川二丁目12番	中層耐火構造5階建 1戸 62.51m ²	30戸
52	荒川団地第三	荒川二丁目12番	中層耐火構造5階建 1戸	30戸

			64.49m ²	
52	荒川団地第四	荒川二丁目12番	中層耐火構造5階建 1戸 64.49m ²	20戸
53	荒川団地第五	荒川二丁目12番	中層耐火構造5階建 1戸 66.36m ²	30戸
53	荒川団地第六	荒川二丁目12番	中層耐火構造5階建 1戸 62.93m ²	30戸
54	城南団地第一	大里町3252番地	中層耐火構造5階建 1戸 68.10m ²	30戸
54	城南団地第二	大里町3252番地	中層耐火構造5階建 1戸 65.03m ²	30戸
55	山城南団地第十二	東下条町463番地	中層耐火構造5階建 1戸 70.43m ²	20戸
55	宮塚団地第一	山宮町1900番地	中層耐火構造3階建 1戸 66.82m ²	12戸
55	宮塚団地第二	山宮町1900番地	中層耐火構造3階建 1戸 66.82m ²	12戸
55	宮塚団地第三	千塚五丁目15番	中層耐火構造3階建 1戸 66.82m ²	12戸
55	宮塚団地第四	千塚五丁目15番	中層耐火構造3階建 1戸 66.82m ²	12戸
56	後屋団地第六	後屋町653番地	中層耐火構造5階建 1戸 71.55m ²	30戸
56	後屋団地第七	後屋町653番地	中層耐火構造5階建 1戸 68.59m ²	30戸
57	後屋団地第八	後屋町653番地	中層耐火構造5階建 1戸 68.09m ²	30戸
57	後屋団地第九	後屋町653番地	中層耐火構造5階建 1戸 71.57m ²	30戸

58	大里北団地第一	大里町1415番地	中層耐火構造5階建 1戸 71.57m ²	30戸
58	大里北団地第二	大里町1415番地	中層耐火構造5階建 1戸 68.09m ²	30戸
59	大里北団地第三	大里町1415番地	中層耐火構造5階建 1戸 71.57m ²	30戸
59	大里北団地第四	大里町1415番地	中層耐火構造5階建 1戸 68.09m ²	30戸
60	善光寺団地第一	善光寺三丁目20番	中層耐火構造5階建 1戸 68.99m ²	30戸
60	善光寺団地第二	善光寺三丁目20番	中層耐火構造5階建 1戸 71.79m ²	30戸
61	善光寺団地第三	善光寺三丁目20番	中層耐火構造5階建 1戸 71.79m ²	40戸
62	大里南団地第一	大里町4137番地	中層耐火構造5階建 1戸 71.79m ²	30戸
62	大里南団地第二	大里町4137番地	中層耐火構造5階建 1戸 71.79m ²	20戸
62	大里南団地第三	大里町4137番地	中層耐火構造5階建 1戸 68.99m ²	30戸
63	里吉団地第一	里吉二丁目4番	中層耐火構造5階建 1戸 68.99m ²	30戸
63	里吉団地第二	里吉二丁目4番	中層耐火構造5階建 1戸 71.79m ²	30戸
平成元	里吉団地第三	里吉二丁目8番	中層耐火構造5階建 1戸 68.99m ²	30戸
元	里吉団地第四	里吉二丁目8番	中層耐火構造5階建 1戸 71.79m ²	30戸
2	里吉団地第五	里吉二丁目8番	中層耐火構造5階建 1戸	30戸

			68.99m ²	
3	里吉団地第七	里吉二丁目11番	中層耐火構造5階建 1戸 71.79m ²	40戸
3	里吉団地第八	里吉二丁目9番	中層耐火構造5階建 1戸 68.99m ²	30戸
4	里吉団地第九	里吉二丁目9番	中層耐火構造5階建 1戸 74.37m ²	40戸
4	里吉団地第十	里吉二丁目9番	中層耐火構造5階建 1戸 70.95m ²	40戸
5	里吉団地第十一	里吉二丁目3番	中層耐火構造5階建 1戸 74.37m ²	40戸
6	里吉団地第十二	里吉二丁目10番	中層耐火構造5階建 1戸 87.49m ²	20戸
7	里吉団地第十三	里吉二丁目10番	中層耐火構造5階建 1戸 80.00m ²	10戸
7	里吉団地第十三	里吉二丁目10番	中層耐火構造5階建 1戸 75.00m ²	10戸
8	里吉団地第十四	里吉二丁目3番	中層耐火構造5階建 1戸 80.00m ²	30戸
24	北新団地A	北新一丁目5番	高層耐火構造9階建 1戸 91.03m ²	51戸
			高層耐火構造9階建 1戸 75.58m ²	54戸
			高層耐火構造9階建 1戸 55.95m ²	18戸
26	北新団地D	北新二丁目4番	中層耐火構造4階建 1戸 93.88m ²	12戸
			中層耐火構造4階建 1戸 77.89m ²	8戸

			中層耐火構造4階建 1戸 77.73m ²	8戸
			中層耐火構造4階建 1戸 57.41m ²	8戸

特別市常住宅

建設年度	住宅名称	所在地	構造及び規模	区分及び戸数	月額家賃	
昭和39	上町住宅第一	上町1248番地	中層耐火構造4階建 1戸 49.20m ²	1～3階 15戸	32,300円	
				4階 5戸	30,600円	
39	上町住宅第二	上町1248番地	中層耐火構造4階建 1戸 49.20m ²	1～3階 15戸	32,300円	
				4階 5戸	30,600円	
39	上町住宅第三	上町1248番地	中層耐火構造4階建 1戸 28.98m ²	1～3階 30戸	17,100円	
				4階 10戸	16,200円	
39	上町住宅第四	上町1248番地	中層耐火構造4階建 1戸 28.98m ²	1～3階 30戸	17,100円	
				4階 10戸	16,200円	
44	東下条住宅第一	東下条町142番地	中層耐火構造4階建 1戸 28.98m ²	1～3階 30戸	17,000円	
				4階 10戸	16,100円	
44	東下条住宅第二	東下条町142番地	中層耐火構造4階建 1戸 28.98m ²	1～3階 30戸	17,000円	
				4階 10戸	16,100円	
51	大里住宅第一	大里町3340番地2	中層耐火構造5階建 1戸 39.83m ²	1～3階 24戸	25,400円	
				4階 8戸	24,100円	
				5階 8戸	22,800円	
51	大里住宅第二	大里町3340番地2	中層耐火構造5階建 1戸 39.83m ²	1～3階 12戸	25,400円	
				4階 4戸	24,100円	
				5階 4戸	22,800円	
				中層耐火構造5階建 1戸 51.77m ²	1～3階 12戸	32,500円
				4階 4戸	30,800円	

				5階 4戸	29,200円
平成2	里吉団地第六	里吉二丁目8番	中層耐火構造5階 建 1戸 79.06m ²	1～5階 40戸	55,300円

特定市営住宅

建設年 度	住宅名称	所在地	構造及び規模	戸数	月額家賃
平成7	里吉団地第十三	里吉二丁目10 番	中層耐火構造5階建 1戸 87.50m ²	10戸	円 69,400
8	里吉団地第十四	里吉二丁目3番	中層耐火構造5階建 1戸 87.50m ²	10戸	円 69,400